

議案第25号

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたこと及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」といいます。）が公布されたことに伴い、港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定します。

1 背景及び目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」が創設されます。

これにより、児童福祉法が改正され、区は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例により基準を定めなければならないこととされました。これを踏まえ、令和7年1月14日に公布された国基準を基に、本条例を制定します。

2 制定根拠

児童福祉法第34条の16第1項

3 対象

港区乳児等通園支援事業を行う者

4 条例の内容

区の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低基準を定めます。なお、本条例で規定する最低基準は、国が定める基準と同一の水準とします。

条例の概要は別紙のとおりです。

5 施行期日

令和7年4月1日

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

基本的事項	設備に係る基準	職員に係る基準	その他運営に係る基準
第1章 総則 趣旨（第1条） 定義（第2条） 最低基準の目的（第3条） 最低基準の向上（第4条） 最低基準と乳児等通園支援事業者（第5条） 乳児等通園支援事業者の一般原則（第6条） 乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件（第10条） 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等（第11条） 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第12条） 差別的取扱いの禁止（第13条） 虐待等の禁止（第14条） 乳児等通園支援等を行う際の不当な行為の禁止（第15条） 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 乳児等通園支援事業の区分（第22条）	第1章 総則 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 第2節 一般型乳児等通園支援事業 設備の基準（第23条） 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 （1）乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 （2）乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上とすること。 （3）ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。 （4）乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 （5）満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 （6）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。 （7）保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 （8）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準を満たすこと。	第1章 総則 第2章 乳児等通園支援事業 第1節 通則 第2節 一般型乳児等通園支援事業 職員（第24条） 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはいできない。 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 （1）当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。 （2）当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。	第1章 総則 非常災害対策（第7条） 安全計画の策定等（第8条） 自動車を運行する場合の所在の確認（第9条） 衛生管理等（第16条） 食事（第17条） 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 運営規程（第18条） 乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第19条） 秘密保持等（第20条） 苦情への対応等（第21条） 第2章 乳児等通園支援事業 第2節 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援の内容（第25条） 保護者との連絡（第26条）
	第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 設備及び職員の基準（第27条） 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 （1）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） （2）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 （3）幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号） （4）家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）		第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 準用（第28条） 電磁的記録（第29条）

子 ども 政 策 課
保 育 課
子ども家庭支援センター

区における子どもの一時預かり等に係る関係条例等について

1 条例及び規則

番号	名称	担当課
1	港区保育の実施に関する条例	保育課
2	港区保育の実施に関する条例施行規則	保育課
3	港区認定こども園条例	保育課
4	港区認定こども園条例施行規則	保育課

2 要綱

番号	名称	担当課
1	港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱	保育課
2	港区夏季休業在園児一時預かり事業実施要綱	保育課
3	港区一時保育事業実施要綱	保育課
4	港区乳幼児一時預かり事業実施要綱	子ども家庭支援センター
5	港区みなと保育サポート事業実施要綱	子ども家庭支援センター